

(平成 27 年 6 月 1 日適用)

入札条件（測量・調査・設計業務における総合評価方式指名競争入札（電子入札）に適用）

1 業務概要

入札情報サービスシステム（以下「P P I」といいます。）に掲示します。

2 総合評価方式試行業務

本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 3 条第 7 項及び同法第 9 条に基づき、入札時に技術提案や同種業務の実績等に基づく技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）を試行するものです。

3 電子入札に関する事項

- (1) 本件業務は指名通知書の発行、入札書（工事費内訳書を含みます。）の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行等について、原則として電子入札システムで行う対象業務です。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更はできません。このため、入札に参加できない場合は、入札辞退届を提出しなければなりません。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じたときには、紙入札に変更する場合があります。
- (4) その他電子入札に関わる運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

4 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式（加算方式）の仕組み

本業務の総合評価方式は、次の計算式により算出した価格評価点に技術評価点（入札参加者の要件及び提案内容に応じて付与する点数）を足し合わせた数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

$$\text{価格評価点} = \text{標準点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{基準価格})$$

（注）ただし、入札価格が基準価格を下回る場合の評価点は、一律最高点で評価します。

<詳細は P P I に掲載の「測量・調査・設計業務における総合評価方式（加算方式）の内容」参照>

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び配点は、P P I に掲載の「測量業務総合評価方式評価項目一覧」又は「調査・設計業務総合評価方式評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び提案により評価項目を評価し、次の条件を満たす入札を行った者のうち評価値（＝価格評価点＋技術評価点）の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が指名通知によって示す最低限の要求要件を全て満たしているこ

と。

- (4) (3)において、落札者となる評価値の最も高い者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせることとします。

電子くじによらない場合は、くじを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時及び実施場所を当該案件の入札参加者全員に通知します。

- (5) 技術提案書の作成及び提出

P P Iに掲載の「技術提案書作成等説明書」を参照してください。

- (6) ヒアリング

ヒアリングがある場合は、P P Iに掲載の「技術提案書作成等説明書」を参照してください。

- (7) 総合評価方式にかかる全ての評価項目について提案を行わなければなりません。提案のない場合又は技術提案書において配置予定技術者の保有資格等が本業務で求めている要件を満たしていないことが明らかになった場合は、入札に参加できません。

- (8) 技術提案書（確認資料を含む。以下同じ。）の受領後の差替又は追加は認めません。

- (9) 技術提案書の事後審査

本業務が総合評価方式の技術提案書について、開札後に落札候補者となったもののみ確認審査を行う場合（以下「事後審査」といいます。）、各入札参加者から提出された技術評価点申告書は、落札候補者のみ審査を行います。

事後審査は、入札時に提出された技術提案書から行いますが、その内容が確認できない場合は、落札候補者に対して確認資料の追加（以下「追加提出」といいます。）を求めることがあります（ただし、技術提案書の差替は認めません）。

事後審査により過大な技術評価点となっている評価項目が判明した場合は、申告された技術評価点を下方修正します。なお、過少申告の場合は、その評価項目の技術評価点の見直しは行いません。

追加提出については開札日の午後5時までに追加提出の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出がなされた場合にのみ認めることとします。

また、競争入札審査会で追加提出を必要と認めたときは、上記にかかわらず追加提出を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

技術提案書の採否については、開札後に落札候補者となり、事後審査の結果、落札候補者とならなかった者のみ書面により通知します。

5 配置予定技術者の届出

指名通知書に記載します。

6 仕様書の閲覧

期間及び場所について、P P I に掲示します。

7 入札及び開札の日時

指名通知書及びP P I に掲示します。

8 入札保証金

指名通知書に記載します。

9 契約保証金

指名通知書に記載します。ただし、三重県会計規則第75条第2項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

(1) 三重県会計規則第75条第4項第1号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券の提出があったとき。

(2) 三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券の提出があったことにより保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

(3) 契約金額が500万円以下で三重県建設工事執行規則第7条第1項第2号に該当することが確認できたとき。

10 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額となりますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

11 入札の方法、入札の無効の要件及びその他入札並びに業務の実施についての必要な事項は、次のとおりとします。

(1) 入札書は電子入札システムの入力画面において作成し、電子認証により登録されたICカードにより、指定の日時までに入札金額を入力して送信しなければなりません。

電子入札による場合でも、発注者の指示により書面により提出させることがあります。

(2) 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

(3) 入札執行回数は、1回とします。

(4) 電子入札の開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとします。

ただし、紙入札方式による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の一括開札を行います。

電子入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。また、紙入札による参加者は紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとします。

紙入札の参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもとに行います。

(5) 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

なお、この入札を所管する発注者が行う同一日の電子入札の結果、配置予定技術者が兼務制限の基準に抵触したときは、入札に参加する資格のない者が入札したものとして、その者の入札は無効とします（兼務制限に係る届出事項のうち、他の入札結果により手持業務数に変更が生じた場合は、落札決定までの間、入札参加者本人からの変更の届けを受付けます。）。

また、(9)による参加資格喪失届が受理されたときは、その者の応札は無効として取り扱います。

イ 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

ウ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

エ 入札に際し連合等の不正行為があったとき。

オ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。

カ 金額を訂正した入札をしたとき。

キ 記名又は押印を欠く入札をしたとき（電子入札の場合は電子証明書を取得していない者が入札したとき。）。

ク 技術提案書において届け出た配置予定技術者以外の者を、「配置予定技術者届出書」で届け出たとき。

ケ 総合評価方式に係る評価項目について、提案のない評価項目があるとき。

コ 総合評価方式に係る評価において、参加資格がないことが認められたとき。

サ P P I に掲載の「技術提案書作成等説明書」において、指定した期限までに技術提案書の提出がないとき。

シ 技術提案書に係るヒアリングがある場合において、その指定時刻に指定場所に来なかったとき。

ス 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。

セ 技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。

ソ 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。

タ 入札参加者が1者であったとき。

チ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(6) 入札の執行を妨げたときは、その者は失格とします。

(7) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(8) 入札を辞退する場合は次により取り扱います。

ア 指名を受けた者は、次のいずれかの時点までは、入札を辞退することができます。

(ア) 技術提案書の提出期限が入札書受付期間開始前の場合は、自社のヒアリ

ング（ヒアリングがある場合）又は入札書受付期間開始日時のいずれか早い時点とします。

（イ）技術提案書の提出期間が入札書受付期間中の場合は、技術提案書の提出又は応札のいずれか早い時点とします。

なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとします。

電子入札により指名を受けた者が入札時に辞退するときは、電子入札システムにより辞退届の提出を行ってください。技術提案書提出前等、入札書受付期間開始前に辞退する場合は入札辞退届を持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により届け出てください。

ただし、緊急を要する場合は、電話等（受付は開庁日の8時30分から17時までとします。）により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければなりません。

上記により、入札辞退届が受理された場合は、その者の応札を辞退として取り扱います。

イ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加・指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

（9）応札後、参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届を提出しなければなりません。この場合は次のとおり取り扱います。

電子入札投函後においては、参加資格喪失届を提出しなければなりません。

ただし、緊急を要する場合は、電話等（受付は開庁日の8時30分から17時までとします。）により参加資格を喪失した旨を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければなりません。

（10）落札決定までの期間は、落札候補者に限り配置予定技術者の他業務への配置予定等を制限するものとし、他業務の入札において配置予定技術者としている場合にあつて、その業務の落札によって配置予定技術者の兼務制限の基準に抵触するときは、他業務について参加資格喪失届を提出しなければなりません。

また、落札候補者以外の者で、落札決定までの期間に他業務を落札するなどした結果、当該業務の参加資格を喪失した場合は、速やかに当該業務について参加資格喪失届を提出しなければなりません。

（11）入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出（工事費内訳書は返却しません。また、工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。）を求めるものとします。工事費内訳書が次のいずれかに該当するときは、その者の入札書を三重県会計規則第71条第7号の規定により無効とします。工事費内訳書には、数量、単価、金額等を記載しなければなりません。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は、失格とします。なお、提出された工事費内訳書については、契約上の権利又は義務を生じるものではありません。

ア 工事費内訳書の提出がないとき。

イ 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき。

ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

エ 記載すべき項目が欠けているとき。

(注) 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名を含みません（紙媒体による提出の場合を除きます。）。

オ その他の不備があるとき。

(12) 入札の際に次のア及びイによる納税確認書及び納税証明書の写しを提出しなければなりません。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限りません。

なお、提出時において、県税又は地方消費税に未納があったことが確実な場合は、入札参加資格がなかったものとして当該事業者の入札は無効とします。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（無料）

(イ) 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）（有料）

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（無料）※県内に営業所等を有する場合のみ

(イ) 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）（有料）

(13) 入札参加者は、公正な入札の確保に努めなければなりません。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなします。

ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったとき。

イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談したことが認められたとき。

ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術提案書の内容を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。

エ 予定価格を超えた応札をしたとき。

オ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。

カ 技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。

キ 入札辞退届又は参加資格喪失届で届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実と反すると認められたとき。

(14) 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

(15) 落札決定後、落札者に会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場

合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含みます。）を判断し、落札決定を取り消すことができるものとしします。

また、落札決定後、落札者が契約を締結するまでに三重県から入札参加の資格制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けた場合は、落札決定を取り消すことがあります。

なお、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(16) 入札条件に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合、又は契約を保留又は解除した場合、県は一切の損害賠償の責を負いません。

(17) 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭等では受け付けません。

(18) 開札後、落札候補者についてのみ提出資料の審査を行う入札方式の場合はその審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとしします。また、くじ引きについても同様としします。

なお、落札候補者の事後審査時にその内容確認ができないときは、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。ただし、総合評価方式における評価値の算出にかかる資料及び配置予定技術者の追加又は差替は認めませんので資料提出に当たっては留意しなければなりません。

追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めることとしします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めたときは、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

- 12 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- 13 契約書作成の要否
要
- 14 技術提案書の作成及び提出並びにヒアリング等、当該入札に係る費用は、入札参加

者の負担とします。

- 15 入札をした者は、入札後において、この入札条件並びに仕様書及び図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。